

山梨県公報

第千七百八十八号
 平成十九年
 八月二十七日
 月 曜 日

目次

告示

家畜伝染病の発生……………六二五

道路の区域変更（四件）……………六二五

道路の供用開始……………六二六

告示

山梨県告示第三百九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十九年八月二十七日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	北杜市高根町清里	平成十九年八月十四日

山梨県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に於いて、この告示の日から平成十九年九月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷鯉沢線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡市川三郷町大字下大鳥居字波柳二六五番の一地先から 西八代郡市川三郷町大字下大鳥居字波柳二六五番の一地先まで	六・八 八・五	七・四 九・二		一五・四
	旧	新		

山梨県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に於いて、この告示の日から平成十九年九月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡市川三郷町大字下大鳥居字波柳二六五番の一地先から 西八代郡市川三郷町大字下大鳥居字波柳二六五番の一地先まで	六・八 八・五	七・四 九・二		一五・四
	旧	新		

山梨県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に於いて、この告示の日から平成十九年九月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
西八代郡市川三郷町大字袋字下袋二四九番の一地先から 西八代郡市川三郷町大字袋字下袋二四四番の一地先まで	一五・四 一七・〇	一五・四 二〇・〇	三四・七

山梨県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年九月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南巨摩郡身延町大字遅沢字志坊一九〇三番の一地先から 南巨摩郡身延町大字遅沢字志坊一八九七番の一地先まで	九・一 一九・〇	八・一 一八・六	五六・〇

山梨県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十九年九月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	横手日野春 停車場線	北杜市武川町大字山高字深田一 四八一番の一地先から 北杜市武川町大字山高字深田一 四八九番の一地先まで	一三七・〇	平成十九年 八月二十七日